

組合の要求で次々と実現

組合員が多くなれば
交渉力もより強まり、
要求が実現する可能性が
高くなります。
ぜひ組合にご加入ください。

看護師の各種手当が改善

夜勤手当の大幅増額（2012年） 国立大附属病院では最高水準

準夜勤 2,900円→4,000円 日夜勤 6,800円→9,000円 深夜勤 3,300円→4,500円

看護師の各種手当の新設（2012年）

- 土日業務手当 最大で 3,000円/日
 - 専門看護師手当 最大で 10,000円/月
 - 年末年始看護業務手当 最大で 10,000円/日
 - 認定看護師手当 最大で 3,000円/月
 - 手術部看護業務手当 最大で 10,000円/月
- (*)手当額は勤務時間等によって異なります。

看護師の仮眠環境が改善

- 仮眠用シーツが毎回交換されることになりました（2013年7月から）
- 仮眠用ベッドが新しくなりました（2014年度から）

病棟の仮眠用シーツを毎回交換するようよう要望して実現しました。これまでは週1回程度しか交換されていなかったので、大きな改善となりました。また仮眠ベッドの改善を要望していたのが実現しました。

〈新しい〉白衣が〈着任時〉に配布 今年から

新任の医療従事者（看護師を除く）に新しい白衣が配布されるのは、10月頃でした。交渉の結果、今年から、4月の着任時に配布されることになりました。



組合は、安心して長く働き続けられる職場を目指して！活動しています

●サービス残業ゼロへ！

アンケートによると、少なくない人が、サービス残業があると回答していて、他人事ではありません。働いた時間全てについて、残業手当を支払うよう求めています。

●有給休暇取得率UP！

病院で勤務する職員の年次有給休暇の取得日数は、他の部局よりも少ない傾向にあります。どの部局でも最低10日は取れるよう、計画的取得の推進など、有給休暇をとりやすい環境づくりを求めています。

●研修参加の手当化

病院が「自己研鑽研修」扱いとしている研修についても、勤務時間外労働として手当を支払うように求めています。

●各種手当の充実

血液浄化部、救急部に勤務する職員の手当、新人教育指導者の手当の新設を求めています。



私たちは、金沢大で働く人たちが、たすけあい、働く環境や給料をよくするために活動しています。組合に加入することで、不利益な扱いを受けることは一切ありません。（労働組合法第7条）



顧問弁護士による 無料法律相談が利用できます



無料相談の回数

**1 案件（お1人）につき
2 回の相談（各30分）**

一人で悩まないでまずは気軽に組合事務所までご相談ください。法的な対応が必要な場合は、組合の顧問弁護士をご紹介いたします。相談には組合役員等が同行することも可能です（相談内容を第三者に口外することはありません）。



相談内容

職場の労働問題に関すること

一人一人の改善が、大学全体を働きやすい職場にすることにつながります。

- ・パワハラ、セクハラ、いじめ等を受けている。
- ・上司から不当に退職を迫られている。
- ・賃金の不払い（不払い残業等）がある。
- ・過労で倒れそうだ。

組合事務所に気軽にご相談下さい。
電話076-262-6009 角間内線（81）2105
E-Mail : kanazawa@ku-union.org

組合の様々な要求が実現しています

昇給する期間を長く

国家公務員は2014年1月から、55歳で昇給が抑制されています。ほとんどの大学が国と同じ措置をとりましたが、金沢大学では、

- 定年65歳の教員：国より**5歳延長**で60歳まで昇給 55歳からの抑制より、約**65万円増**
- 定年60歳の教職員：国より**2歳延長**で57歳まで昇給 55歳からの抑制より、約**15万円増**

国家公務員は、標準評価(良好)の場合、55歳で昇給がストップする制度になりました。

しかし金沢大学では、組合の交渉の結果、昇給を抑制する年齢が延長されています。



医療技術職員の任期が延長、常勤職員として採用（2011年）

医療技術職員の任期が、最長で9年に延長されました。それまでは薬剤師5年、他の医療技術職員は3年任期+1回更新(2年)=5年任期でしたので、大きな改善となりました。しかし、2013年度より再び雇用の上限が5年と改悪されました。組合は引き続き雇用期限の撤廃を要求しています。

看護師が常勤職員として採用、医療技術職員の任期が延長

採用時は非常勤採用という状況の改善を求め、常勤採用が実現しました(2008年)。薬剤師の任期は5年に(2006年)、医療技術者の任期も最長で5年まで延長されました(2007年)。

超勤費の未払い分の支払いを実現（2009年）

法人化以降も法人化前の基準で時間単価が計算されていた結果、新旧基準の差額分が未払いとなっていました。労基署に大学への指導を求めるなど粘り強く交渉した結果、未払い分が支払われることになりました。

